

引越しシーズンの住所変更などの受け付け時間を延長します

住民課 ☎823-9205

期間◆3月29日(日)～4月2日(休)

時間◆平日：17時15分～19時

日曜日：8時30分～12時30分

引越しシーズンである年度末・年度始めに、住所変更に伴う手続きなどのために、役場窓口の受け付け時間を延長します。

手続きに必要な書類など、不明な点は、事前に電話などで問い合わせてください。

手続き内容によっては、書類の預かりのみとなる場合や、再度お越しいただく場合もあります。また、住民異動に伴うその他の手続き（健康保険など）はできません。

延長して受け付けを行う窓口業務

- ・住民異動（転入・転出・転居）届の受け付け
- ・各種証明書（住民票等）の発行
- ・印鑑登録の受け付け・印鑑登録証明書の発行
- ・マイナンバーカード・通知カードの申請受け付け・更新・交付
- ・旅券（パスポート）の申請受け付け・交付

※印鑑登録は、写真付き身分証明書（運転免許証など）を持参できない場合、即日登録はできません。

※旅券の申請受け付けは町内者に限ります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

住民課 ☎823-9206 広島南年金事務所 ☎253-7710

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産した人を含みます）

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象者◆

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人

届け出期間◆出産予定日の6カ月前から

届け先◆住民課（役場1階）

持ち物◆年金手帳またはマイナンバー（通知）カード

- ・本人確認書類（免許証など）
- ・認印
- ・添付書類（必要な人のみ）
- ・出産前に届け出をする場合：母子健康手帳など
- ・出産後に届け出をする場合：原則不要

※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類



猫よけ器を貸し出します

町民生活課 ☎823-9219 ☎823-7927

野良猫による糞尿などの被害に困っていませんか。

町では、野良猫による被害に困っている人に野良猫を遠ざける機器の貸し出しを行っています。

台数◆原則1世帯2台まで

期間◆原則30日間まで

費用◆無料（ただし、乾電池は各自負担）

持ち物◆印鑑

対象◆町内の土地または建物を管理（所有、借用含む）している人で野良猫による糞尿などの被害に遭っている人

注意事項◆超音波を使用し、猫を近づかないようにする装置です。（猫を傷つけるものではありません）そのため耳が敏感な人に影響することがあります。近隣の人

の迷惑とならないように使用してください。状況によっては、貸し出しできない場合もあります。あらかじめ電話などで確認してください。



▲猫よけ器